

令和 6 年 9 月 6 日招集

令和 6 年大船渡市議会第 3 回定例会議案

大 船 渡 市

番 号	件 名
報告第 1 号	放棄した債権の報告について
認定第 1 号	令和 5 年度大船渡市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 5 年度大船渡市魚市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	令和 5 年度大船渡市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和 5 年度大船渡市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和 5 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	令和 5 年度大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	令和 5 年度大船渡市国民健康保険特別会計(診療施設勘定)歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号	令和 5 年度大船渡市簡易水道事業会計決算の認定について
認定第 9 号	令和 5 年度大船渡市下水道事業会計決算の認定について
認定第10号	令和 5 年度大船渡市水道事業会計決算の認定について
議案第 1 号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	大船渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号	大船渡市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号	大船渡市立中学校設置に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号	大船渡市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について
議案第 6 号	令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算(第 4 号)を定めることについて
議案第 7 号	令和 6 年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算(第 1 号)を定めることについて
議案第 8 号	令和 6 年度大船渡市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第 1 号)を定めることについて
議案第 9 号	令和 6 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を定めることについて
議案第10号	令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)を定めることについて

番 号	件 名
議案第11号	令和6年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて
議案第12号	令和5年度大船渡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第13号	岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
議案第14号	大船渡市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
議案第15号	大船渡市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
議案第16号	大船渡市教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
諮問第1号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
諮問第2号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
諮問第3号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
諮問第4号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

報告第 1 号

放棄した債権の報告について

大船渡市債権管理条例（令和 5 年大船渡市条例第 1 号）第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

1 放棄した債権の内容

債権の名称	人数 (人)	件数 (件)	金額 (円)	放棄事由 (適用号)	所管部署
障害者住宅整備 資金貸付金	1	18	2, 213, 550	相続人不存在 (第 5 号)	保健福祉部 地域福祉課
小計	1	18	2, 213, 550		
市営住宅使用料	3	169	1, 949, 200	生活困窮 (第 1 号)	都市整備部 住宅管理課
	1	68	474, 300	破産免責等 (第 2 号)	
	2	317	3, 267, 900	相続人不存在 (第 5 号)	
小計	6	554	5, 691, 400		
学校給食費	1	13	66, 800	生活困窮 (第 1 号)	教育委員会事務局 北部学校給食センター
	2	93	444, 983	消滅時効 (第 3 号)	
小計	3	106	511, 783		
水道料金	514	1, 026	51, 300	消滅時効 (第 3 号)	上下水道部 水道課
小計	514	1, 026	51, 300		
合計	524	1, 704	8, 468, 033		

2 債権を放棄した日 令和 6 年 3 月 29 日

認定第 1 号

令和 5 年度大船渡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 5 年度大船渡市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 瀧 上 清

認定第 2 号

令和 5 年度大船渡市魚市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 5 年度大船渡市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 刈 上 清

認定第 3 号

令和 5 年度大船渡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入
歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 5 年度大船渡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 4 号

令和 5 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 5 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 5 号

令和 5 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 5 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 6 号

令和 5 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 5 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 7 号

令和 5 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）歳入歳出

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 5 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 8 号

令和 5 年度大船渡市簡易水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第30条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 5 年度大船渡市簡易水道事業会計決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 瀧 上 清

認定第 9 号

令和 5 年度大船渡市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第30条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 5 年度大船渡市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第10号

令和5年度大船渡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和5年度大船渡市水道事業会計決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和6年9月6日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 1 号

大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を
改正する条例について

大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

健康保険法等の一部改正により、保険証が廃止されることに伴い、医療機関等
の受診時における保険証の提示義務を廃止しようとするものです。

大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） [略] <u>（7） 保険証 被保険者証、組合員証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証</u> <u>（8）～（9）</u> [略] （受給者証の提示） 第9条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に<u>保険証</u>とともに受給者証を提示するものとする。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） [略] <u>（7）～（8）</u> [略] （受給者証の提示） 第9条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に受給者証を提示するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

議案第 1 号(大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第 2 条	この条例における用語の意義から、保険証を削るものである。
第 9 条	受給者が医療機関等の受診時に提示する物から、保険証を削るものである。

2 附則

条 項	要 旨
第 1 項	この条例の施行期日を令和 6 年12月 2 日とするものである。
第 2 項	改正後の条例は、令和 6 年12月 2 日以後の受療分から適用するものである。

議案第 2 号

大船渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

大船渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

国民健康保険法の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、罰則に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大船渡市国民健康保険条例（昭和34年大船渡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第22条 大船渡市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第22条 大船渡市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 2 号(大船渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第22条	国民健康保険税を納付しない者で被保険者証の返還に応じないものに対する罰則を削ること等を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第 1 項	この条例の施行期日を令和 6 年12月 2 日とするものである。
第 2 項	国民健康保険税を納付しない者で被保険者証の返還に応じないものに対する罰則の適用に関する経過措置を定めるものである。

議案第 3 号

大船渡市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条

例の一部を改正する条例について

大船渡市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターにおける職員の配置基準が緩和されたことに伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例
大船渡市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（平成26年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（職員に係る基準及び当該職員の員数） 第2条 地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（2） [略] （3） 主任介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域	（職員に係る基準及び当該職員の員数） 第2条 地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数<u>（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）にすることができる。次項において同じ。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ当該各号に定めるところによる。</u> （1）～（2） [略] （3） 主任介護支援専門員（<u>省令第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人 2 前項の規定にかかわらず、<u>地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地

改正前	改正後																
包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における<u>第一号被保険者</u>の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一号被保険者の数</th><th>配置すべき人員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の<u>前項第1号</u>に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </tbody> </table>	第一号被保険者の数	配置すべき人員	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における<u>第1号被保険者</u>の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1号被保険者の数</th><th>配置すべき人員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td><u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td><u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の<u>第1項第1号</u>に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </tbody> </table>	第1号被保険者の数	配置すべき人員	おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
第一号被保険者の数	配置すべき人員																
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
第1号被保険者の数	配置すべき人員																
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（大船渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正）
- 大船渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成26年大船渡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（指定介護予防支援の業務の委託）	（指定介護予防支援の業務の委託）

改正前	改正後
第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会(大船渡市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例(平成26年大船渡市条例第22号)第2条第2項に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) [略]	第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会(大船渡市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例(平成26年大船渡市条例第22号)第2条第1項に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

議案第3号(大船渡市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	地域包括支援センターの常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要であると認める場合は、常勤換算方法によることができること等を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を公布の日とするものである。
第2項	大船渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正し、文言を整理するものである。

議案第 4 号

大船渡市立中学校設置に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市立中学校設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

大船渡市長 刈 上 清

提案理由

市立中学校を統合し、及び新設するため、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市立中学校設置に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市立中学校設置に関する条例（昭和39年大船渡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
（設置） 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の規定に基づき設置する中学校の名称及び位置は次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>大船渡市立大船渡中学校</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>大船渡市立末崎中学校</td><td>大船渡市末崎町字平林72番地13</td></tr> <tr> <td>大船渡市立東朋中学校</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	名称	位置	〔略〕		大船渡市立大船渡中学校	〔略〕	大船渡市立末崎中学校	大船渡市末崎町字平林72番地13	大船渡市立東朋中学校	〔略〕	（設置） 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の規定に基づき設置する中学校の名称及び位置は次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>大船渡市立大船渡中学校</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>大船渡市立東朋中学校</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	名称	位置	〔略〕		大船渡市立大船渡中学校	〔略〕	大船渡市立東朋中学校	〔略〕
名称	位置																		
〔略〕																			
大船渡市立大船渡中学校	〔略〕																		
大船渡市立末崎中学校	大船渡市末崎町字平林72番地13																		
大船渡市立東朋中学校	〔略〕																		
名称	位置																		
〔略〕																			
大船渡市立大船渡中学校	〔略〕																		
大船渡市立東朋中学校	〔略〕																		
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 号(大船渡市立中学校設置に関する条例の一部を改正する条例)説明要
旨

1 本則

条 項	要 旨
第 1 条	大船渡中学校と末崎中学校を統合し、統合後の中学校の名称を大船渡中学校にすることを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とするものである。

議案第 5 号

大船渡市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

大船渡市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号
の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

末崎学校給食共同調理場を廃止しようとするものです。

大船渡市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

大船渡市立学校給食共同調理場設置条例（平成17年大船渡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
（名称及び位置） 第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>大船渡市立大船渡北学校給食共同調理場</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>大船渡市立末崎学校給食共同調理場</td><td>大船渡市末崎町字平林72番地</td></tr> <tr> <td>大船渡市立北部学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		大船渡市立大船渡北学校給食共同調理場	[略]	大船渡市立末崎学校給食共同調理場	大船渡市末崎町字平林72番地	大船渡市立北部学校給食センター	[略]	（名称及び位置） 第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>大船渡市立大船渡北学校給食共同調理場</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>大船渡市立北部学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		大船渡市立大船渡北学校給食共同調理場	[略]	大船渡市立北部学校給食センター	[略]
名称	位置																		
[略]																			
大船渡市立大船渡北学校給食共同調理場	[略]																		
大船渡市立末崎学校給食共同調理場	大船渡市末崎町字平林72番地																		
大船渡市立北部学校給食センター	[略]																		
名称	位置																		
[略]																			
大船渡市立大船渡北学校給食共同調理場	[略]																		
大船渡市立北部学校給食センター	[略]																		
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 6 号

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 4 号）を定めることについて

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 7 号

令和 6 年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第 1 号）を定める

ことについて

令和 6 年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 8 号

令和 6 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）を定めることについて

令和 6 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 瀧 上 清

議案第 9 号

令和 6 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて

令和 6 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第10号

令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第

1号）を定めることについて

令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年9月6日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第11号

令和6年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第1号）を定めること
について

令和6年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める
ことについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定に
より、議会の議決を求めます。

令和6年9月6日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第12号

令和5年度大船渡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度大船渡市水道事業会計未処分利益剰余金を下記のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年9月6日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

1	令和5年度未処分利益剰余金	36,470,072円
2	処分数額（減債積立金の積立て）	36,470,072円
3	令和6年度繰越利益剰余金	0円

提案理由

令和5年度大船渡市水道事業会計未処分利益剰余金を処分しようとするものです。

議案第13号

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岩手県指令市町村第 887号）を別記のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年9月6日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、関係市町村の処理する事務を変更するほか、負担金の算定に係る基準日を変更するため、岩手県後期高齢者医療広域連合規約において所要の整備を行うものです。

別記

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岩手県指令市町村第887号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「当該年度」を「前年度」に、「10月1日」を「9月30日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 変更後の岩手県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、令和7年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の年度分の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

岩手県後期高齢者医療広域連合規約変更新旧対照表

(議案第13号 資料)

現 行 規 約	変 更 規 約
別表第1 (第4条関係) (1) [略] (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 (4)～(6) [略] 別表第2 (第17条関係) 1～3 [略] 備考 1 均等割については、当該年度の10月1日現在における市町村数による。 2 人口割については、当該年度の10月1日現在の住民基本台帳人口による。 3 後期高齢者人口割については、当該年度の10月1日現在の住民基本台帳に基づく75歳以上の人口数及び高齢者医療確保法第50条第2号の規定による認定を受けた者の数による。 4 [略]	別表第1 (第4条関係) (1) [略] (2) 資格確認書等の引渡し (3) 資格確認書等の返還の受付 (4)～(6) [略] 別表第2 (第17条関係) 1～3 [略] 備考 1 均等割については、前年度の9月30日現在における市町村数による。 2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳人口による。 3 後期高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく75歳以上の人口数及び高齢者医療確保法第50条第2号の規定による認定を受けた者の数による。 4 [略]

議案第14号

大船渡市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めること
について

下記の者を大船渡市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第 226号）第 423条第 3 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市日頃市町字中板用83番地

氏 名 鈴木 信 男

生年月日 昭和26年 3 月 6 日

学歴

昭和44年 3 月 岩手県立大船渡高等学校普通科卒業

経歴

昭和44年 4 月 東京国税局税務大学校東京研修所入校

昭和45年 5 月 東京国税局中野税務署管理課

昭和48年 7 月 東京国税局豊島税務署管理課

昭和50年 7 月 仙台国税局大船渡税務署総務課

昭和55年 7 月 仙台国税局仙台北税務署管理徴収部門

昭和56年 7 月 仙台国税局仙台北税務署特別国税徴収官付

昭和57年 7 月 仙台国税局気仙沼税務署管理徴収部門

昭和61年 7 月 仙台国税局大船渡税務署総務課

平成 2 年 7 月 仙台国税局盛岡税務署管理徴収部門

平成 5 年 7 月 仙台国税局気仙沼税務署管理徴収部門統括官

平成 9 年 7 月 仙台国税局徴収部主査

平成12年 7 月 仙台国税局石巻税務署管理徴収部門統括官

平成14年 7 月 仙台国税局徴収部総括主査

平成16年 7 月 仙台国税局仙台南税務署管理徴収部門統括官

平成20年 7 月 仙台国税局福島税務署特別国税徴収官

平成22年 7 月 仙台国税局仙台中税務署特別国税徴収官

平成23年 7 月 退職

平成23年 8 月 鈴木信男税理士事務所開設（現在に至る）

平成24年 5 月
） 大船渡市農業協同組合理事

平成30年 5 月

平成24年 7 月	東北税理士会大船渡支部幹事
平成25年 7 月	
平成25年 7 月	東北税理士会大船渡支部副支部長
平成27年 7 月	
平成25年10月	大船渡市社会福祉法人監査指導員（現在に至る）
平成27年 7 月	東北税理士会大船渡支部支部長
令和元年 7 月	
平成27年 7 月	東北税理士会岩手県支部連合会幹事
令和 4 年 7 月	
平成27年 8 月	五葉地域振興株式会社代表取締役
平成30年 8 月	
平成27年10月	大船渡市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）
平成27年10月	大船渡市市民相談特別相談員（現在に至る）
平成30年 8 月	五葉地域振興株式会社取締役
令和 3 年 8 月	
令和元年 7 月	東北税理士会情報システム部委員
令和 4 年 7 月	
令和元年 7 月	東北税理士会大船渡支部幹事（現在に至る）

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。

5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第15号

大船渡市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めること
について

下記の者を大船渡市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第 226号）第 423条第 3 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市日頃市町字長安寺13番地 6

氏 名 金 哲 朗

生年月日 昭和24年10月 5 日

学歴

昭和48年 3 月 垂細垂大学経済学部卒業

経歴

昭和50年 4 月 三友地所株式会社入社

昭和51年 2 月 三友地所株式会社退職

昭和52年 3 月 小松松男司法書士・土地家屋調査士事務所入所

昭和60年 2 月 小松松男司法書士・土地家屋調査士事務所退職

昭和60年 3 月 土地家屋調査士金哲朗事務所開設（現在に至る）

昭和60年 4 月 大船渡市市民相談特別相談員（現在に至る）

平成 5 年 4 月
 ）
平成 6 年 3 月 岩手県青年調査士会副会長

平成 5 年 7 月
 ）
平成10年 6 月 社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事

平成 8 年 3 月 有限会社金測量事務所（現株式会社金測量事務所）代表取締役
 （現在に至る）

平成11年 4 月
 ）
平成13年 3 月 岩手県土地家屋調査士会理事

平成13年 7 月
 ）
平成17年 6 月 社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事兼三陸支
 所長

平成17年 4 月
 ）
令和 3 年 3 月 盛岡地方裁判所民事調停委員

平成17年 4 月
 ）
令和 3 年 3 月 盛岡家庭裁判所家事調停委員

平成18年 1 月	
}	盛岡地方法務局筆界調査委員
平成30年 1 月	
平成20年 1 月	盛岡地方裁判所司法委員（現在に至る）
平成20年 1 月	盛岡家庭裁判所参与員（現在に至る）
平成20年10月	
}	境界問題相談センターいわて副センター長
平成24年 3 月	
平成21年 7 月	
}	公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事兼沿岸支所長
平成25年 6 月	
平成23年 6 月	大船渡市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）
平成24年 5 月	
}	盛岡地方法務局事務補助員（大船渡出張所相談員）
平成31年 3 月	
平成25年 4 月	
}	岩手県土地家屋調査士会沿岸支部長
平成27年 3 月	
平成29年 5 月	
}	岩手県土地家屋調査士会代表監事
平成31年 5 月	
平成31年 2 月	
}	岩手県土地家屋調査士政治連盟会長
令和 3 年 2 月	
令和 2 年 7 月	大船渡市空家等対策協議会委員（現在に至る）
令和 3 年 2 月	岩手県土地家屋調査士政治連盟相談役（現在に至る）

議案第16号

大船渡市教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和6年9月6日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市立根町字上ノ台84番地3

氏 名 長 澤 敏 之

生年月日 昭和34年12月22日

学歴

昭和57年 3 月 弘前大学教育学部卒業

経歴

昭和57年 4 月 住田町立世田米小学校教諭

昭和63年 4 月 大船渡市立日頃市小学校教諭

平成 6 年 4 月 釜石市立小佐野小学校教諭

平成12年 4 月 三陸町立綾里小学校教諭

平成17年 4 月 大船渡市立盛小学校教諭

平成19年 4 月 一関市立中里小学校教頭

平成22年 4 月 宮古市立和井内小学校校長

平成25年 4 月 大船渡市立越喜来小学校校長

平成28年 4 月 大船渡市立大船渡小学校校長

平成30年 4 月 大船渡市立盛小学校校長

令和 2 年 3 月 退職

令和 3 年 4 月
 大船渡市立博物館館長

令和 4 年 3 月

令和 4 年 4 月
 大船渡市立吉浜こども園園長

令和 6 年 3 月

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

大船渡市長 刈 上 清

記

住 所 大船渡市盛町字御山下14番地 7

氏 名 伊 藤 聰

生年月日 昭和28年 2 月 7 日

学歴

昭和50年 3 月 福島大学教育学部卒業

経歴

昭和50年 4 月 江刺市立太田代小学校教諭

昭和53年 4 月 住田町立世田米中学校教諭

昭和56年 4 月 田老町立田老第一小学校教諭

昭和62年 4 月 陸前高田市立第一中学校教諭

平成 2 年 4 月 大船渡市立大船渡中学校教諭

平成 3 年 4 月 三陸町教育委員会事務局社会教育主事

平成 6 年 4 月 陸前高田市教育委員会事務局社会教育主事

平成 9 年 4 月 大槌町立大槌中学校教頭

平成11年 4 月 釜石市立小佐野中学校教頭

平成13年 4 月 大船渡市立立根小学校教頭

平成15年 4 月 大船渡市立大船渡中学校教頭

平成16年 4 月 岩泉町立大平小学校校長兼岩泉町立大平中学校校長

平成19年 4 月 大船渡市立大船渡小学校校長

平成22年 4 月 大船渡市立大船渡中学校校長

平成25年 3 月 退職

平成25年11月
 沿岸南部教育事務所在学青少年指導員

平成30年 3 月

平成31年 1 月 人権擁護委員（現在に至る）

令和 2 年 3 月 大船渡警察署港交番連絡協議会副会長（現在に至る）

令和 4 年 4 月 大船渡市立盛小学校学校運営協議会会長（現在に至る）

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第 9 条 人権擁護委員の任期は、3 年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

大船渡市長 瀧 上 清

記

住 所 大船渡市大船渡町字赤沢20番地11

氏 名 菅 原 圭 一

生年月日 昭和30年 8 月 29日

学	歴
昭和53年 3 月	明治学院大学文学部卒業
経	歴
昭和53年 4 月	ピップフジモト株式会社入社
昭和61年 3 月	ピップフジモト株式会社退職
昭和61年 6 月	オリオン堂勤務
平成 3 年 8 月	オリオン堂退職
平成 3 年 9 月	有限会社大船渡印刷入社
平成 9 年 1 月	主任児童委員（現在に至る）
平成 9 年 4 月 }	大船渡市少年センター少年補導委員
平成14年 3 月	
平成11年 7 月 }	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会評議員
平成13年 7 月	
平成12年 4 月 }	気仙地区少年補導員協会少年補導員
平成16年 3 月	
平成19年 7 月 }	大船渡市環境審議会委員
平成21年 6 月	
平成22年 1 月	有限会社大船渡印刷退職
平成23年 1 月 }	株式会社K A T E K Y O グループ委託家庭教師
平成31年 1 月	
平成24年 3 月 }	カリタス大船渡ベーススタッフ
平成28年 3 月	
平成24年10月	人権擁護委員（現在に至る）
平成28年 3 月	カリタス大船渡ベースベース長（現在に至る）
令和 3 年 2 月	大船渡市男女共同参画審議会委員（現在に至る）
令和 3 年 4 月	行政相談委員（現在に至る）
令和 3 年 6 月	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会評議員（現在に至る）
令和 4 年12月	大船渡地区民生児童委員協議会会長（現在に至る）

令和4年12月	大船渡市民生児童委員協議会副会長（現在に至る）
令和5年3月	岩手県民生児童委員協議会評議員（現在に至る）
令和6年4月	大船渡市民生委員推薦会委員（現在に至る）
令和6年4月	大船渡市立大船渡北小学校学校運営協議会会長（現在に至る）
令和6年4月	大船渡市ささえあい長寿推進協議会会長（現在に至る）
令和6年4月	大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会会長（現在に至る）

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

大船渡市長 刈 上 清

記

住 所 大船渡市日頃市町字川内57番地

氏 名 奥 山 幸 子

生年月日 昭和25年 1 月 19日

学歴

昭和47年3月 弘前大学教育学部卒業
 昭和48年3月 弘前大学教育学部生物学教室研究生修了

経歴

昭和48年4月 水沢市立黒石小学校講師
 昭和49年4月 川井村立小国小学校講師
 昭和49年10月 川井村立小国小学校教諭
 昭和53年4月 宮古市立山口小学校教諭
 昭和59年4月 大船渡市立赤崎小学校教諭
 平成2年4月 大船渡市立大船渡小学校教諭
 平成6年4月 大船渡市立大船渡北小学校教諭
 平成11年4月 一関市立南小学校教頭
 平成15年4月 釜石市立甲子小学校校長
 平成18年4月 住田町立上有住小学校校長
 平成20年4月 住田町立有住小学校校長
 平成22年3月 退職
 平成25年1月 人権擁護委員（現在に至る）
 平成26年11月
 ） 大船渡市地域安全推進協議会委員
 平成28年10月
 平成28年6月 児童家庭支援センター大洋運営協議会委員（現在に至る）
 令和3年6月 社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会苦情解決第三者委員（現在に至る）

諮問第 4 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

大船渡市長 瀧 上 清

記

住 所 大船渡市末崎町字神坂77番地 7

氏 名 紀 室 浩

生年月日 昭和38年 2 月 18日

学 歴	経 歴
昭和60年 3 月	岩手大学教育学部卒業
昭和60年 4 月	盛岡市立太田小学校教諭
平成元年 4 月	盛岡市立本宮小学校教諭
平成 3 年 4 月	宮古市立鶉磯小学校教諭
平成 6 年 4 月	岩泉町立釜津田小学校教諭
平成11年 4 月	陸前高田市立米崎小学校教諭
平成15年 4 月	住田町立上有住小学校教諭
平成18年 4 月	住田町立世田米小学校教諭
平成21年 4 月	大船渡市立吉浜小学校教諭
平成27年 4 月	大船渡市立綾里小学校教諭
令和 2 年 4 月	大船渡市立末崎小学校教諭
令和 5 年 3 月	退職
令和 5 年 6 月	大船渡市学校支援活動運営委員会委員（現在に至る）
令和 5 年 8 月 （ ）	末崎地区学校統合協議会委員
令和 6 年 3 月	
令和 5 年 9 月 （ ）	大船渡・末崎地区学校統合推進協議会委員
令和 6 年 3 月	
令和 5 年10月	大船渡警察署協議会委員（現在に至る）
令和 6 年 6 月	末崎地区学校統合協議会委員（現在に至る）
令和 6 年 6 月	大船渡・末崎地区学校統合推進協議会委員（現在に至る）

令和 6 年 大 船 渡 市 議 会
第 3 回 定 例 会 追 加 議 案

令和 6 年 9 月 26 日 提 出

番 号	件 名
報告第 2 号	車両接触事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について
報告第 3 号	車両接触事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について
議案第 17 号	令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 5 号）を定めること について
議案第 18 号	財産の取得に関し議決を求めることについて（追認）

報告第 2 号

車両接触事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について

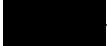
車両接触事故に係る損害賠償事件に関し、これに係る和解及びその損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 6 年 9 月 26 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

専 決 処 分 書

車両接触事故に係る損害賠償事件に関し、これに係る和解及びその損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第 1 項及び大船渡市長専決条例(昭和27年大船渡市条例第44号) 第 2 条第10号の規定により次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の相手方	和解の内容	損害賠償の額	損害賠償の原因
	大船渡市は相手方に損害賠償の額 379,392円を支払う。	379,392円	の駐車場において、職員が運転する市保有の自動車、本件相手方である  保有の普通乗用車に接触し、車体に損傷を与えた。 事故原因は、運転していた職員の後方確認が不十分だったことによる。

令和 6 年 9 月 9 日専決

大船渡市長 瀧 上 清

報告第 3 号

車両接触事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について

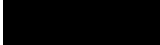
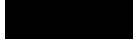
車両接触事故に係る損害賠償事件に関し、これに係る和解及びその損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 6 年 9 月 26 日 提出

大船渡市長 瀧 上 清

専 決 処 分 書

車両接触事故に係る損害賠償事件に関し、これに係る和解及びその損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第 1 項及び大船渡市長専決条例(昭和27年大船渡市条例第44号) 第 2 条第10号の規定により次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の相手方	和解の内容	損害賠償の額	損害賠償の原因
	大船渡市は相手方に損害賠償の額 85,316円を支払う。	85,316円	 の駐車場において、職員が運転する市保有の自動車、本件相手方である保有の軽乗用車に接触し、車体に損傷を与えた。 事故原因は、運転していた職員の後方確認が不十分だったことによる。

令和 6 年 9 月 9 日専決

大船渡市長 瀧 上 清

議案第17号

令和6年度大船渡市一般会計補正予算（第5号）を定めることについて

令和6年度大船渡市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年9月26日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第18号

財産の取得に関し議決を求めることについて（追認）

下記のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大船渡市条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年9月26日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

1 取得した目的 市立小学校における学習指導の用に供するため

2 取得した財産

財産の所在地	種別	細 目	数量	取得価格
市立小学校各校 及び教育研究所	消耗品	指導書及び指導資料	1,138点	31,106,570円

3 取得の方法 買入れ

4 相手方 大船渡市盛町字町11番地14

有限会社イセキ

代表取締役 山 口 徹

提案理由

議会の議決を経ずに、小学校の教師用の指導書及び指導資料を取得したことについて、議会の追認を得ようとするものです。

【取得した財産の内訳】

品 名		数量（点）
指導書	国語	287
	書写	66
	社会	97
	地図	11
	算数	235
	理科	97
	生活	22
	音楽	66
	図画工作	66
	家庭	22
	保健	22
	外国語	26
	道徳	66
指導資料	国語掛図	55